

薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を  
改正する件 新旧対照表

○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器  
(平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
別表第1 1～1083 (略) 1084 血液成分分離キット 別表第2 1～1789 (略) 1790 血液成分分離用装置	別表第1 1～1083 (略) (新設) 別表第2 1～1789 (略) (新設)